

砂川市規則第23号

令和4年5月18日

砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和50年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「救護院」を「児童自立支援施設」に、「場合又は」を「場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。